

2019 建設業法改正まとめ (2019 年 9 月末現在)

はじめに

2019年6月12日に公布された建設業法の改正は、公布から2年以内に段階的に施行されていきます。中でも2020年10月施行の部分は、建設業者さんにとっても我々行政書士にとっても影響が大きく、省令が出るのを心待ちにしている方も多いのではないのでしょうか。しかし、省令は年をまたぐことが濃厚なようです。

そこで、業務に直接関連してくる部分について、現時点でわかっていることと、国交省本省の方に投げた質疑を、テーマごとにまとめました。ご参考になれば幸いですし、これを基に様々な議論が生まれれば嬉しいです。

ただし、聞き間違い等で間違っている部分があったら、ごめんなさい。責任は負いかねます。

目次

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 建設業許可基準の見直し (第7条関係) | P. 2 |
| (2) 事業承継 (第17条の2及び同条の3関係) | P. 4 |
| (3) 監理技術者の専任義務の緩和 | P. 7 |
| (4) 主任技術者の配置義務の合理化 | P. 9 |
| (5) 経由事務廃止と書類の簡素化、電子申請化について | P. 12 |

巻末資料

『 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行について (通知) 』(国土建第52号 令和元年6月14日) P. 13

(1) 建設業許可基準の見直し (第7条関係)

現行	改正後
<p>第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 (略) = 経管</p> <p>二 (略) = 専技</p> <p>三 (略) = 誠実</p> <p>四 (略) = 財産的基礎</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第十一条</p> <p>四 許可に係る建設業者は、<u>第七条第一号イ又はロに該当する者として証明された者が、法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその支配人でなくなつた場合若しくは同号ロに該当しなくなつた場合又は営業所に置く同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が当該営業所に置かれなくなつた場合若しくは同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令</u></p>	<p>第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。</p> <p>二～四 (略) (ほぼ変更なし)</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第十一条</p> <p>四 許可に係る建設業者は、<u>(削除) 営業所に置く同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が当該営業所に置かれなくなつた場合若しくは同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</u></p>

<p>の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p>	
--	--

●解説●

以前から言っていたように、「経營業務管理責任者」という名称は、廃止する。しかし、組織として「経営管理体制」を求める！（実質的には、緩和でしかない。）

< “経営管理体制” の判断基準（仮） >

- ① 現行の経管となる要件を満たすこと。
- ② 建設業における役員又は相応の管理職経験を5年以上有している者がいること。
+その者を適切に補助できる能力を有する者を、補佐する役職に置くこと。
- ③ 建設業以外の業種における役員経験を5年以上有している者がいること。
+その者を適切に補助できる能力を有する者を、補佐する役職に置くこと。

? 疑問 ?

Q 1、現行の“準ずる者等”や“補佐経験”は①になるのか、②になるのか。

A 1、「今認めているものについては改正後も認める。」とのことなので、①に該当するものと思われる。

Q 2、②の「相応の管理職経験」とは、いったいどこまで認められるのか。

A 2、規模にもよるが、現行の制度で認めるものと同程度と考えている。係長級では、名ばかり管理職の可能性が高く、厳しいだろう。現行の「準ずる者等」についての実務上の取り扱いや事務的負担も勘案して、検討している。

Q 3、②・③の「補助できる能力を有する者」とは、どういう能力を求めるのか。産廃のように講習制度を設けてはどうか？

A 3、「補助できる能力」については、講習受講も1つの案である。イメージとしては、今までは1人で担っていたものを、2人で補い合うのも有りというようなイメージでいる。

Q 4、②・③の「補佐する役職」とは、いったいどんなものを想定しているのか。

A 4、役員ではないが、役員直下に位置する役職である必要があると考えている。通達等で役職名を（例示？）列挙することになる。

Q 5、経営管理体制に名前を出す人は、“常勤”が要件となるのか。

A 5、引き続き常勤は求めていく。補佐役についても、外部は不可。

Q 6、第11条の変更届の条文に、経営管理体制の変更についての規定がないが、変更届はどうなるのか。

A 6、テクニカルな話になるが、経営管理体制については省令で定めるので、手続きについても省令レベルで規定されることになる。

Q 7、社保加入が許可要件化されるのに、経審の改正はされないのか？

A 7、2020（令和2）年10月の許可要件見直し時点での建設業許可業者は、次の許可更新（5年後）までは任意のままとなるので、5年間は経審における社保加入はそのままとし、経審の見直しはその後の段階であると考えている。

（2）事業承継（第17条の2及び同条の3関係）

新設

第十七条の二 建設業者が許可に係る建設業の全部（以下単に「建設業の全部」という。）の譲渡を行う場合（当該建設業者（以下この条において「譲渡人」という。）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人（建設業の全部を譲り受ける者をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る特定建設業の許可を、譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る一般建設業の許可

を受けている場合を除く。)において、譲渡人及び譲受人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

- 一 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣
- 二 譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。
 - イ 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
 - ロ 譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

2 建設業者である法人が（略）＝合併

3 建設業者である法人が（略）＝分割

4～6 （略）

7 第一項から第三項までの規定により（中略）承継した場合（中略）許可の有効期間については、（中略）当該承継の日の翌日から起算するものとする。

第十七条の三 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならない。

（以下、略）

●解説●

合併や分割そして相続のとき、今まではどうしても空白期間ができてしまっていたけれども、許可を引き継ぐことになる。

<承継（相続を除く）のポイント>

- ・関係者がすべて同一の都道府県知事許可であれば、その知事の認可。
- ・それ以外は国土交通大臣の認可。
- ・第1項だけ主語が違うので、営業譲渡は個人も可。合併と分割は法人のみ。

<相続のポイント>

- ・個人事業主が亡くなった場合、建設業許可を相続できる！
- ・承継は承継の前の事前認可の制度だが、相続は相続開始後の認可申請である。
- ・ただし、被相続人の死亡後 30 日以内に認可申請が必要。四十九日もまだなのに…。

? 疑問 ?

Q 8、承継、相続の場合、許可番号は変わらないということよろしいでしょうか。

A 8、同じ許可権者であれば変わらないが、許可権者が変わる場合は当然変わる。許可日は、事業譲渡や合併等の効力が発生する日になる。

Q 9、どれくらい前から申請ができるようにお考えでしょうか。

A 9、標準処理期間を定めるが、認可が出るまでの期間は新規許可と同じくらいになるのではないかと考えている。事前の認可がどれくらい前から出せるかについては、「合併等の何か月前以降」の規定を設けることになる。

Q 10、承継元と承継先が、同一の許可業種で特定と一般ちぐはぐの許可を有している場合にこの制度が使えないのはなぜでしょうか。

A 10、「承継」とは、まるごと引き継ぐというのを前提としているため。

Q 11、被相続人の死亡後 30 日以内に認可申請が必要とのことですが、短いように感じます。30 日以内に決定した経緯をお聞かせください。

A 11、現行制度で、廃業については 30 日以内となっていること、発注者との関係ではいつまでも不安定な状態ではマズいこと等を勘案して 30 日とした。

Q 12、ここに言う「相続人」は、法定相続人に限られるのか。

A 1 2、法定相続人に限る。

Q 1 3、遺産分割協議前にとりあえず相続人全員名義で認可申請することはできるのか。

A 1 3、相続人全員名義で認可申請はできない。1人に決めてもらう必要がある。

Q 1 4、営業譲渡は個人事業主からNo.2や息子への営業譲渡も可能なのだろうか。

A 1 4、営業譲渡については、法定相続人以外ももちろん可能。

Q 1 5、認可のための書類や確認資料はどのようなものを想定しているか。

A 1 5、書類については今の許可と同じという認識でいる。ただし、既に提出されているものについては再度の提出は求めない予定。

Q 1 6、経審への影響、簡素化の措置との関係ではいかがでしょうか。

A 1 6、経審上の取り扱い（特殊経審）については、検討している。簡素化については今年度中に結論を出すことになっている。

（3）監理技術者の専任義務の緩和

現行	改正後
第二十六条（略） 二（略） 三 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。 四（新設） 五（略）	第二十六条（略） 二（略） 三（中略）ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

	<p>四 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。</p> <p>五 （略）</p>
--	--

●解説●

現行制度上、監理技術者は基本的に現場専任が求められているが、「職務を補佐する者」として一級技士補を専任するのであれば、監理技術者の複数現場兼務を認める。ただし、監理技術者の業務・責務はそのままなので、注意が必要。兼務可能数はとりあえず2現場とする予定だが、様子を見て増やすことも検討する。

? 疑問 ?

Q 17、現場Aは監理技術者が必要な工事、現場Bは専任が必要だけれども主任技術者で良い工事の場合、ともに1級技士補を選任することで兼務は可能なのでしょうか。

A 17、監理と主任の兼務については想定していなかったなので、持ち帰って後日回答。

Q 18、これに併せて、様式第2号（工事経歴書）は様式改正されるのでしょうか。

A 18、検討材料だと考えている。

Q 19、技士補の資格は、経審において加点対象となるのでしょうか。

A 1 9、技士補についてまだ政令で定まっていないので、規定されてからの話になる。

(4) 主任技術者の配置義務の合理化

新設

第二十六条の三 特定専門工事の元請負人及び下請負人（建設業者である下請負人に限る。以下この条において同じ。）は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

2 前項の「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。）が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負った建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事という。第六項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

5 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

6 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。

二 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

7 第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。

8 第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

●解説●

“専門工事一括管理施工制度”と呼ばれる予定の制度。下請の実施工（作業）を請け負う下請業者は、一定の要件の下に、主任技術者を置かなくても良いものとする。

第1項 元請業者の主任技術者が下請業者の主任技術者の職務も担うのであれば、双方合意の上、下請業者は主任技術者を置かなくても良いものとする。

第2項 第1項の制度は、2つの一式工事は不可で、27業種の専門工事のうち一部に限る予定（とりあえず、鉄筋と型枠が内定している。）で、下請契約の額にも制限を設ける。また、監理技術者が必要な、元請かつ下請金額4000万円以上の工事は、当然に対象外。

第3項 第1項の合意は、書面ですること。

第4項 この制度を利用する場合は、合意の前に、注文者の承諾を得ること。

第5項 注文者の承諾は、パソコンとかでもOKにする予定。

第6項 この制度を利用する場合の元請負人の主任技術者は、1年以上の指導監督的実務経験を有すること、専任で置くこと、の2つが条件。

第7項 この制度を利用する場合は、“技士補を置いて掛け持ち”制度は使えない！

第8項 主任技術者を置かなくて良くなった下請業者は、さらなる下請は不可！作業に徹しなさい！

? 疑問 ?

Q 2 0、「政令で定める金額未満」とは、いくらでしょうか。

A 2 0、3 5 0 0 万円未満で考えている。

Q 2 1、下請専業でやっているような会社がどうやって指導監督的実務経験を1年積むのかが疑問です。また、そもそも、特定建設業許可の指導監督的実務経験と同じ考え方で良いのでしょうか。

A 2 1、ここでいう指導監督的実務経験は、監理技術者のものとは別概念である。建設業者内で指導的な役割（職長とか？）を果たして経験というくらいの意味で、名称も含めて検討したい。

Q 2 2、この制度を利用した場合、さらなる下請は不可とのことですが、いわゆる“人工出し”のような業者を使うことは認められるのでしょうか。

A 2 2、人工出しも認められない。

Q 2 3、例えば、一次下請業者（A社）がこの制度を利用すると、二次下請B社は、今まで下請で使っていた（三次下請のC社、D社）と同列の二次下請業者ということになります。すると、B社が今までどれくらいマージンで儲けていたのかが、C社、D社に筒抜けになってしまうことから、B社としては制度利用に合意しないことが考えられます。この点はどのようにお考えでしょうか。

A 2 3、C、D社の契約金額がB社と一緒にとは必ずしも限らない。関係者全員の合意が必

要だが、B社はB社なりのメリットもあると思うので、B社の判断による。

(5) 経由事務廃止と書類の簡素化、電子申請化について

Q 2 4、電子化によるセキュリティはどう考えているか。

A 2 4、電子化のスケジュールとしては、令和2，3年度にシステムを構築し、令和4年度に本格運用していきたいと考えている。セキュリティはもちろんしっかりと講じる。

Q 2 5、電子申請化に際して、知事許可では10年分の資料を要求するケースもありますが、それらの膨大な確認資料についても電子で可とするのか。

A 2 5、確認資料も電子で提出できるようにしたいと考えている。簡素化との兼ね合いもあるので、そちらも踏まえて検討している。

Q 2 6、郵送と持参のメリットとデメリット、混乱を防ぐ策については、どのように考えているか、お聞かせください。

A 2 6、現在も都道府県庁には郵送でも持参でも良いとしているので、各地方整備局及び北海道開発局に郵送または持参になるのではないかと考えている。それぞれメリットとデメリットがあるが、それは申請者の方で判断して決定してもらえば良いと考えている。持参された場合、その場で法定書類の有無は確認をしてから受付することになる。

Q 2 7、規制改革会議において、建設業財務諸表の省略を検討するような意見が出ているようですが、どのようにお考えでしょうか。

A 2 7、建設業財務諸表については、今まで通り必要であると考えており、その旨を申し上げているところである。

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）

建設業は、我が国の経済成長を牽引する「基幹産業」であり、地域の暮らしの安全・安心を支える「守り手」です。建設業就業者数は約500万人に及びますが、建設業就業者の2018年度の年間の実労働時間の平均は、2036時間であり、全産業の平均（1697時間）と比べて300時間以上長く、製造業（1954時間）と比べても約80時間長い状況となっています。また、平成31年4月1日より施行された改正労働基準法では、時間外労働は原則月45時間かつ年間360時間までとされ、特別条項でも上回ることをできない罰則付き時間外労働時間の上限が設定されましたが、建設業においても5年の猶予期間を経て令和6年4月から上記の時間外労働の上限規制が適用されることとなっており、建設業の働き方改革は喫緊の課題です。

今般、これらの課題に対応し、建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、以下のとおり法改正が行われました。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）は、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部の規定を除き公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。（※技術検定制度の見直し（建設業法第二十七条関係）のみ公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十五号）は、令和元年6月7日に成立、同月14日に公布され、同日施行されました。

これらの改正法の内容及び留意事項について、下記のとおり通知致しますので、改正法の趣旨を十分にご理解の上、改正法の適切な運用に特段のご協力をいただくよう

お願いします。貴団体におかれましては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者に対し指導を徹底されますようお願い致します。

記

一 建設業法の一部改正関係

(1) 建設業許可基準の見直し（第7条関係）

許可基準について、法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者であることなどとする要件を見直し、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることとされた。

省令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知するが、国土交通省令で定める基準に適合する者として、現行の要件を満たす場合の他、建設業における相応の管理職経験や建設業以外の役員経験などを考慮し、その者に加えて適切な補助者を置く場合など、会社全体の体制を評価することを検討している。また、新たな要件として適切な社会保険に加入していることを規定する予定である。

(2) 許可を受けた地位の承継（第17条の2及び第17条の3関係）

建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割について事前に国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けた場合には建設業法の規定による建設業者としての地位を承継することとされた。なお、承継元と承継先がともに建設業者である場合において、同一の建設業に関し一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、本制度の対象とはしないこととされている。

また、認可する行政庁の整理については以下のとおり。

- ・承継元が国土交通大臣の許可を受けているときは、国土交通大臣
 - ・承継元が都道府県知事の許可を受けているときは、当該都道府県知事
- ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。
- ・譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
 - ・譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

さらに、本規定の整備にあたり以下の事項が併せて規定されている。

- ・認可に際して、許可の際に付与された条件の取消、変更又は新たな条件の付与ができる。
- ・許可の有効期間については、承継する許可及び承継先がすでに持っている許

可の残存期間に関わらず、これらの許可の有効期間は承継の日の翌日から起算する。

また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後30日以内に国土交通大臣等に申請を行い、認可を受けたときは建設業の許可を承継することとした。譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の規定については相続について準用される。

(3) 請負契約における書面の記載事項の追加（第19条関係）

受発注者双方の共通ルールとしてその遵守を促し、働き方改革を促進するため、建設工事の請負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならないこととされた。

(4) 著しく短い工期の禁止（第19条の5、第19条の6関係）

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされた。

また、建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者がこの規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができること、国土交通大臣等は、この勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとされた。

この規定を担保するため、国土交通大臣等は、勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができることとされた。

なお、政令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知する。

(5) 建設工事の見積り等（第20条関係）

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされた。

(6) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供（第20条の2関係）

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならないこととされた。

省令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知するが、地下水位、地下埋設物などの地中の状況に関する事項、近隣対応、騒音振動など周辺環境に関する事項などを規定することを検討している。

(7) 下請代金の支払方法（第24条の3関係）

元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならないこととされた。

なお、現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれるものとする。

(8) 不利益取扱いの禁止（第24条の5関係）

元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととされた。

(9) 建設工事従事者の知識及び技術又は技能の向上（第25条の27関係）

建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされた。

(10) 監理技術者の専任義務の緩和（第26条関係）

専任が求められる監理技術者について、監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、専任でなくともよいこととされた。

ただし、この規定は、工事現場の数が、同一の監理技術者がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しないこととされた。

政令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知するが、第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者としては、今回創設する一級の技士補などを規定することを検討している。

(11) 主任技術者の配置義務の合理化（第26条の3関係）

特定専門工事(※)の元請負人及び下請負人(建設業者である下請負人に限る。)は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき第二十六条の四

第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を行うことができることとされた。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しないこととされた。

(※)「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。)が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負った建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

また、元請負人と下請負人の合意は、書面により、当該特定専門工事の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとされた。加えて、当該元請負人は、この合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならないこととされた。

さらに、当該元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有し、当該工事の現場に専任でなければならないこととされた。

また、この場合において当該工事に係る下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならないこととされた。

本制度の対象となる建設工事の種類など政令又は省令で定めることとされている事項については、詳細が決定し次第追って通知する。

(1 2) 技術検定制度の見直し(第27条関係)

技術検定を第一次検定及び第二次検定に再編し、それぞれの検定の合格者は政令で定める称号を称することができることとされた。

政令で定めることとされている称号については、詳細が決定し次第追って通知するが、第一次検定の合格者は、級及び種目の名称を冠する技士補、第二次検定の合格者は級及び種目の名称を冠する技士とすることを検討している。

(1 3) 建設業者団体の責務(第27条の40関係)

建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置

を講ずるよう努めなければならないこととされた。

(14) 工期に関する基準の作成 (第34条関係)

中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされた。

(15) 標識の掲示義務の緩和 (第40条関係)

建設業者が工事現場に標識を掲げる義務について、発注者から直接請け負った工事のみを対象とすることとし、下請の建設業者については掲示を要しないこととされた。

今後、適切な情報提供を担保するため、現場に掲げる許可証、施工体系図等の記載事項の見直しを検討しており、詳細が決定し次第追って通知する。

(16) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等 (第41条の2関係)

国土交通大臣等は、その許可を受けた建設業者が第二十八条第一項第一号若しくは第三号に該当することにより当該建設業者に対して指示をする場合又は当該都道府県知事の管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者が第二十八条第二項第一号に該当することにより当該建設業を営む者に対して指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材（建設工事に使用された資材をいう。）に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者又は建設業を営む者に対する指示のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該建設業者又は建設業を営む者に当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等（建設資材の製造、加工又は輸入を業として行う者をいう。）に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができることとされた。

また、国土交通大臣等は、この規定による勧告を受けた建設資材製造業者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとされた。

さらに、国土交通大臣等は、この規定による勧告を受けた建設資材製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらない場合において、勧告を受けた建設資材と同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該建設資材製造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされた。

この制度の実効性を担保するため、国土交通大臣等は、この規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を

検査させることができることとされた。

二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正関係

(1) 受注者の違反行為に関する事実の通知（第11条関係）

各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととされた。

(2) 適正化指針の記載事項の追加（第17条関係）

公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関する事項を、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の記載事項として追加することとされた。

三 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律関係

本改正法は、災害時の緊急対応の充実強化や働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保等により、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号。以下「品確法」という。）を改正するものであり、その内容は別添のとおりである。

なお、本改正法の運用上の留意事項等については、改正後の品確法第九条の規定により定められる基本方針及び同法第二十二條の規定により定められる発注関係事務の運用に関する指針（以下「運用指針」という。）において定めることを予定している。これらの内容については、その策定後改めて通知する。

運用指針は、国が、地方公共団体や事業者等の意見を聴いて定めることとされており、発注者共通のルールとなるものである。今後、運用指針の策定に当たっては、ご協力いただきたい。

以上